

# 税務・財務情報 第2010号

## 自筆証書遺言の保管制度がスタート

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# 自筆証書遺言の保管制度がスタート

## 1 はじめに

令和2年7月10日から自分で書いた遺言書（自筆証書遺言）を法務局で保管してくれる制度がはじまりました。

自筆証書遺言は自分だけで作成することが出来るので、費用も掛からず簡単に作成することが出来ますが、ご自身で原本を管理し、要件を満たしていなかった場合は無効になってしまいます。

今回の自筆証書遺言保管制度を利用すると、今までデメリットだったことが解消されました。では今後は自筆証書遺言が主になり、公正証書遺言は不要になるのでしょうか。自筆証書遺言保管制度を解説し、公正証書遺言との比較も行ってみます。

## 2 自筆証書遺言について

遺言は自分が亡くなったときに相続人等に対して、財産をどのように配分するか等について自分の最終意思を明らかにするものです。

遺言を作成することで、相続をめぐる争いを事前に防止することが出来ます。

遺言には自分だけで作成する「自筆証書遺言」と、法律の専門家である公証人が作成する「公正証書遺言」があります。

### ◆自筆証書遺言は自分で作成するので手軽、かつ自由度が高いです。

- ① 15歳以上で自分で書くことが出来れば、いつでも自らの意思により作成できます。
- ② 自分で作成するため費用は掛かりません。
- ③ 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ④ 遺言書は自分でその原本を管理する必要があります。
- ⑤ 遺言を作成した本人（遺言者）死亡後、家庭裁判所での検認手続きが必要です。

### ◆令和2年7月10日から始まった自筆証書遺言書保管制度を利用すると...

- 法務局に申請すると自筆証書遺言書を保管（原本と画像データの両方で保管）
- 法務局で保管された自筆証書遺言書は家庭裁判所での検認手続きが不要  
保管制度を利用すると自筆証書遺言書で不安だった上記④が解消され、手続きで面倒であった検認が不要になることは大きなメリットです。

### 3 自筆証書遺言書保管制度について

#### 【遺言者の手続】

##### ◆遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

- ・保管する場所は遺言者の住所地、本籍地、所有する不動産の所在地のいずれかを所轄する遺言書保管所
- ・保管申請手数料は1通につき3,900円（手続き後、保管証の交付）

##### ◆預けた遺言書を見る（遺言書の閲覧）

- ・モニターによる遺言書の画像等の閲覧は、全国どの遺言書保管所でも請求可能
- ・原本の閲覧は、遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ請求可能
- ・閲覧の請求が出来るのは遺言書本人のみ
- ・閲覧手数料はモニター閲覧は1回につき1,400円、原本閲覧は1回につき1,700円

##### ◆預けた遺言書を返してもらう（遺言書の保管の申請の撤回）

- ・保管の申請の撤回が出来るのは遺言者本人のみ、遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみ
- ・遺言書の保管を撤回し、原本の返還を受けても遺言書自体は有効のままです
- ・遺言書の保管申請の撤回は手数料不要

##### ◆遺言書の氏名、住所等の変更の届出（遺言書本文の変更ではありません）

- ・変更の届出が出来るのは遺言者本人の他、親権者や成年後見人等の法定代理人
- ・全国のどの遺言書保管所でも届出が可能（変更の届出は郵送も可能）
- ・変更の届出は手数料不要

#### 【相続人等の手続き】（相続開始後）

##### ◆遺言書が預けられているか確認する（遺言書保管事実証明書の交付の請求）

- ・全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます
- ・交付の請求は相続人、遺言執行者、受贈者、左記の親権者や成年後見人等の法定代理人
- ・遺言書保管事実証明書の手料は1通につき800円

##### ◆遺言書を見る（遺言書の閲覧）

- ・モニターによる閲覧は、全国のどの遺言書保管所でも請求可能
- ・原本の閲覧は、遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ請求可能
- ・閲覧の請求は相続人、遺言執行者、受贈者、左記の親権者や成年後見人等の法定代理人
- ・閲覧手数料はモニター閲覧は1回につき1,400円、原本閲覧は1回につき1,700円

##### ◆遺言書の内容の証明書を取得する（遺言書情報証明書の交付の請求）

- ・全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます
- ・交付の請求は相続人、遺言執行者、受贈者、左記の親権者や成年後見人等の法定代理人
- ・遺言書情報証明書の手料は1通につき1,400円（送付方法による交付も可能）

## 4 自筆証書遺言書の保管制度と公正証書遺言書の比較

	自筆証書遺言の保管制度	公正証書遺言書
費用	3,900円	数万円（遺産の金額による）
手間	自分で作成して預けるだけ	公証人との打合せが必要
本人が出向けない場合	出張サービスなし	公証人の出張サービスあり
場所	住所地・本籍地等の特定の法務局	公証役場なら全国どこでも
安全性	法務局で保管	公証役場で保管
保管期間	死後50年 （画像データは150年）	遺言者が120歳になるまで （実務的にはそれ以上）
遺言書の検索システム	あり	あり
検認	不要	不要
紛争の防止	必ずしも役立つとはいえない	概ね役立つと言える
相続開始の通知 ※	あり	なし

※ 相続人等が遺言書の閲覧をすると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。

作成費用、作成手間、相続開始の通知項目では、自筆証書遺言の保管制度が優位です。本人が出向けない場合は、公証人の出張サービスがある公正証書遺言が優位です。ここまでの比較では、自筆証書遺言の保管制度が総合的に優位のように感じます。遺言書を作成する重要な目的は「紛争の防止」にあると考えます。自筆証書遺言の保管制度は、法務局が遺言書を預かることが目的の制度です。預ける遺言書の形式的な確認（本人確認、定められた書式通りに作成されているか）のみで、遺言内容についての助言、相談には一切応じてもらえません。

遺言書の作成では、

- ◆もし自分より先に相続人が亡くなった場合のこと（予備的遺言）
- ◆遺留分を考慮した財産の分け方
- ◆遺言執行者の選任
- ◆付言事項の記載

上記のことを考えながら作成を進めることが多いです。自筆証書遺言の場合、専門家からアドバイスや相談を受けることなく作成することになり、結果一番重要な「紛争の防止」に役立たない遺言書になってしまう可能性もあります。

## 5 最後に

自筆証書遺言の保管制度が始まり、自筆証書遺言の課題であった保管、改ざん、隠ぺいが解消され遺言書の検認も不要になり、利用しやすくなりました。

ただ紛争を防止するための内容になっているかはお自身で判断することになり、その意味では従前からの自筆証書遺言の課題は解消されていないのではないのでしょうか。

折角の遺言書が本来の目的を達成しないことにならないように、専門家のアドバイスを受けながら作成をご検討頂きたいと思います。

弊社では遺言書作成のお手伝いも可能ですので、気になる点があれば担当者までご連絡下さい。